

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成29年12月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700067 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700030 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 52 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで A 社に勤務し、現場管理の業務に従事していたのに、勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 社において昭和 51 年 4 月 1 日に雇用され、同年 11 月 30 日に離職していることが確認できる。

しかしながら、A 社は既に解散しており、当時の事業主も死亡している上、解散時の事業主は、書類が残っておらず、自身が同社に入社する前のことで詳細は不明である旨を回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求者は、当時の同僚を記憶しておらず、請求期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会し、4 名から回答があったものの、全員が請求者を記憶しておらず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断

すると、事業主により請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたこと的事实を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700065 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700031 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から平成 11 年 6 月 30 日まで

私は、A 社の代表取締役であったが、平成 5 年頃から社会保険料を滞納するようになり、平成 10 年に社会保険事務所（当時）から呼び出され、平成 7 年 11 月以降の私の標準報酬月額を、請求期間に支給されていた役員報酬 100 万円（月額）に見合う標準報酬月額から 15 万円に遡及訂正し、差額の保険料相当額を滞納保険料の解消に充てるよう指導を受け、これを実行した。社会保険事務所の指導による遡及訂正に起因して請求期間の標準報酬月額が減額されたのであるから、請求期間に支給されていた役員報酬（月額 100 万円）に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間において、A 社の事業主であることが確認できる上、同社に係る商業登記簿によると、請求期間以前に代表取締役に就任、請求期間中の平成 10 年 6 月 30 日に退任（平成 17 年 6 月 8 日登記）となっているところ、請求者は、「請求期間に係る給与明細書及び保険料控除が確認できる A 社の賃金台帳等の帳簿は残っていない。」と陳述しており、請求者の請求期間に係る役員報酬月額及び厚生年金保険料控除額を示す資料は無い。

一方、オンライン記録によると、当初、平成 8 年及び平成 9 年の定時決定並びに同年 4 月の随時改定に係る標準報酬月額は 59 万円で記録されていたが、平成 10 年 8 月 24 日に当該記録が取り消され、同日に、平成 7 年 11 月に遡及した随時改定、平成 8 年及び平成 9 年の定時決定の減額訂正に係る標準報酬月額を、それぞれ 15 万円にする処理が行われている上、平成 10 年の定時決定に係る標準報酬月額は 15 万円となっており、請求期間の始期である平成 7 年 11 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所で

はなくなった平成 11 年 6 月 30 日までの期間、請求者の標準報酬月額は 15 万円であることが確認できる。

また、請求者は、「平成 5 年頃から社会保険料を滞納するようになり、平成 10 年に社会保険事務所に呼び出され、平成 7 年 11 月以降の私の標準報酬月額を、請求期間当時支給されていた役員報酬 100 万円に見合う標準報酬月額から 15 万円に訂正し、差額の保険料相当を滞納保険料の解消に充てるよう指導を受け、平成 7 年 11 月の随時改定に係る月額変更届、平成 8 年及び平成 9 年の定時決定に係る標準報酬月額の訂正届並びに平成 10 年の定時決定に係る算定基礎届について、社会保険事務所からの指導に基づき、届書に事業所代表者印を押印しただけである。」と陳述しているところ、当該陳述は、請求期間当時、請求者は請求対象となる事業所の代表取締役（事業主）であり、かつ、請求期間に係る遡及訂正等の処理を行うことに同意していたと判断できるものであるから、代表取締役等が遡及訂正等の不合理な処理の無効を主張することは信義則上許されないと考えるべきである。

なお、日本年金機構は、「A 社に係る請求期間当時の滞納処分票等は既に廃棄している上、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の滞納保険料の解消がされなかった場合の不能欠損処理についても不明であり、該当書類や当時の滞納に係る事実も確認できない。」と回答しており、A 社の滞納保険料に係る処理状況を確認することができない。

これらを踏まえると、請求者は、請求事業所の事業主として、請求者自身が給与関係に関する決裁を行っていたとしていることから、請求者は、請求期間における平成 7 年 11 月の随時改定、平成 8 年及び平成 9 年に係る定時決定の減額訂正並びに平成 10 年の定時決定に係る報酬月額の届出に同意したと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求事業所の事業主として、自らの平成 7 年 11 月の随時改定、平成 8 年及び平成 9 年に係る定時決定の訂正並びに平成 10 年の定時決定の基となった報酬月額の届出に同意しながら、当該届出に伴う標準報酬月額の減額処理及び定時決定等の事務処理が有効でないとの主張は信義則上許されず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700068 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700032 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 8 月頃から昭和 54 年 8 月頃まで

私は、昭和 53 年 8 月頃から昭和 54 年 8 月頃まで B 市 C にあった「A」に D 職として勤務していたのに、勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に勤務した事業所名称は「A（所在地は B 市 C）」で D 職として勤務した旨を陳述しているところ、B 市において、請求者が記憶している事業所名称にて厚生年金保険の適用事業所を確認したところ、請求期間より前の昭和 50 年 2 月 5 日から現在まで「A 社」が適用事業所となっていることが確認でき、同社の商業登記簿によると、請求期間当時の所在地は「B 市 C 中」で D 業種等を営んでいることから判断すると、請求者が記憶する請求事業所は同社であったと考えられる。

しかしながら、請求者は、勤務した「A」の事業主及び一緒に働いていた同僚等の氏名を記憶しておらず、A 社は、「請求期間当時の資料の保管がなく、当時の状況が分かる者もない。」と回答している上、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち回答のあった 3 名は、いずれも「請求者が勤務したことを覚えていない。」又は「請求者を知らない。」としており、請求者の請求期間における勤務状況等について確認できない。

また、請求者は、勤務した「A」に正社員として採用されたかは分からない旨を陳述しているところ、上述の回答のあった者のうち 1 名は、「厚生年金保険の加入は正社員のみであり、正社員以外の D 職は外注として、自身で国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と陳述している上、請求期間より前に社会保険事務を担当していたとする者は、「D 職は外注であったので、入社時に各自で国民年金及び国民健康保

険に加入するよう説明していた。」としていることから、請求期間当時、A社では、現場作業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間において、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の当該期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700050 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700033 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA市役所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 18 日から同年 9 月 26 日まで
② 昭和 44 年 4 月 10 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 6 月 5 日まで
④ 昭和 45 年 9 月 19 日から昭和 46 年 1 月 21 日まで

私は、請求期間①から④まで（以下「請求期間」という。）のうち時期は覚えていないが、A市のB事業所に勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間において、時期は覚えていないが、A市のB事業所で勤務していた。」と主張しているところ、A市から提供された辞令書から、請求者は、昭和 45 年 5 月 19 日付けで同市に臨時職員として勤務を命じられたことが確認できる。

しかしながら、A市は、「配属先がB事業所であったことを確認できる資料はなく、請求者が当市に在籍していたかどうか不明である。」と回答している上、請求者の請求期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A市は、「当市のB事業所に勤務している者を厚生年金保険に加入させる場合、厚生年金保険の適用事業所である『A市役所』で適用していた。」と回答していることから、A市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号（整理番号）に欠番も無い。

さらに、請求者は同僚4名を記憶しているが、覚えているのは名字のみであり、当該4名を特定することができないことから、請求期間に、A市役所において厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会したところ、請求者のことについて回答のあった22名のうち21名は、「請求者を知らない。」又は「請求者を覚えていない。」と回答し

ている上、残る1名は、「請求者を知っている。」と回答していたものの、当該者に請求者に係る詳細を確認しても、請求者の勤務期間及び配属先等を覚えておらず、ほかに請求者について記憶していることはない旨を陳述している。

なお、オンライン記録による事業所名称検索及びC事務センターにおいて事業所名簿検索システム（厚生年金保険適用事業所名簿等を電子データ化したもの）による調査を行ったが、「A市B事業所」、「A市役所B事業所」、「A市D事業所」及び「A市役所D事業所」の事業所名称では厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700064 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700034 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日まで

平成 26 年 7 月 1 日に A 社に入社する際、月額給与の総支給額は 29 万 2,000 円とされており、同社から受け取った給与明細書の支給額合計も同額になっているのに、請求期間に係る標準報酬月額は 28 万円となっているので、調査の上、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与明細書及び A 社から提出された賃金台帳によると、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は 30 万円、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 28 万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたところ、A 社が通勤費の算入漏れがあるとして年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 9 月 6 日に資格取得時に遡って標準報酬月額 30 万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記の給与明細書及び賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合

う標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（28万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。